中世荘園「日根荘遺跡」を活かしたまちづくり

- 大阪都市部近郊の史跡と重要文化的景観にかかる事業について -

中岡 勝 (泉佐野市教育委員会文化財保護課課長代理)

1. はじめに

(1) 泉佐野市の概要

泉佐野市は、昭和23年(1948)4月1日、大阪府内で第15番目の市として誕生し、平成30年で市政施行70周年を迎えた。元々は漁業・廻船業で栄えた佐野浦を含む佐野町が市制を施行後、周辺5か村の南中通村・日根野村・長滝村・上之郷村・大土村と合併しほぼ今の市域となった。

現市域の面積は、5,651haで府内43市町村のうち 11番目の規模である。大阪市と和歌山市のほぼ中間 に位置し、南は金剛生駒和泉国定公園に連なる和泉 山脈を介して和歌山県紀の川市、東は泉南郡熊取町 と貝塚市、西は泉南郡田尻町、泉南市に面し、北は 大阪湾を望む南北に細長い市域を有している。

大阪湾沖合に浮かぶ人工島には関西国際空港があり、大阪と世界結ぶ玄関口となっている。なお連絡橋等と空港北端は泉佐野市域である。

本市の人口は、平成29年度末では100,615人を数え、泉州地域の人口173万人中、堺市、岸和田市、和泉市に次いで4番目にあたる。少子高齢化により、人口減少の傾向が見られるが、昼夜人口比率の推移を見ると、近隣市町の中でも昼間人口が夜間人口を超過している。関西国際空港の開港、りんくうタウンの誕生が要因と考えられ、今後の施策や住環境の整備によって人口増が見込まれる。

市の財政状況は、平成6年9月の関西国際空港開港に先駆けて、病院、文化センターなど大型公共施設やインフラ整備を実施した結果、財政再建団体と

なったが、平成21年~平成24年の財政健全化計画に 基づいて、事業の見直し、遊休財産の売却、職員の 退職不補充等の歳出削減のほかネーミングライツ (命名権) 売却 (2012年)、関西国際空港連絡橋の国 有化に伴う空港連絡橋利用税の導入 (2013年) 等施 策を実施した効果もあり、平成25年度普通会計の決 算で早期健全化団体から脱却した。以降、中期財政 計画に基づき黒字決算を維持している。歳入面では、 ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)による寄付金 が、平成29年度には約135億円にものぼり、日本一 に輝いた。

(2) 泉佐野市の観光・交流施策

平成29年度の関西国際空港の外国人旅行者数は 1,432万人中、泉佐野市の実宿泊者数は813,700人に のぼり、年々増加傾向である。本市は、平成29年3 月、国際化に対応するため「国際都市」宣言を行い、 海外の都市との間で「友好都市提携」を締結した。 平成6年に中国上海市徐匯区、平成25年にモンゴル 国トゥブ(中央)県に加えて、平成29年に中国上海 市宝山区、成都市新都区、ウガンダ共和国グル市と 締結し、新たな国際交流を展開している。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に伴うホストタウン構想については賛同し、文化財も含めた事業を検討している。一方、青少年海外研修やマラソン派遣等では、オーストラリアクイーンズランド州サンシャインコースト市との交流を進めている。

関西国際空港のへの入口にあるりんくうタウンに ついて、国際医療交流の地域活性化総合特区に指定 された他、大型商業施設のアウトレットモールやカジノ、国際会議場などと一体になった統合型観光施設(統合型リゾート:IR)を推進している。

平成29年度にはりんくうタウン駅ビルの商業施設パピリオを購入し、JRAの場外勝馬投票券発売所ライトウインズりんくうタウンを誘致した。

同年、首都圏との連絡や情報発信を狙った東京事務所を開設し、本市の文化財の普及啓発にも一役買っている。

平成30年度は、インバウンド向けに国際大会が可能なスケートリンク場「関空アイスアリーナ」を建設する予定である。カーリングレーンも備えた西日本初のスケートリンクを核としたまちづくりについて官民連携により実現を目指している。

(3) 泉佐野市のインバウンド戦略

インバウンド向けの宿泊施設について、本市は二つの施策を講じている。 一つ目はインバウンドを目当てとする「特区民泊」(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)を大阪府下でも数少ない市街化区域(工業専用区域除く)全域で可能とした。二つ目は、インバウンドによる慢性的なホテル不足を解消するため、それまで足枷となっていたラブホテル条例施行規則を緩和することで一般ホテルの進出を促すことに成功した。またこれと併せて宿泊施設設置奨励金等「おもてなし条例」を時限的に制定し、滞在型観光の促進、受入環境整備、雇用の創出に貢献している。 現在、旅館業許可施設が46カ所、特区民泊の特定施設2カ所、住宅宿泊事業施設が6カ所あり、今後りんくうタウン駅前や南海泉佐野駅前に大型ホテルも建設される予定である。

2. 文化財を取り巻く状況と役割

(1) 泉佐野市の文化財体制

泉佐野市の文化財部局は、教育委員会教育部内に ある教育総務課文化財係から平成30年度になって課 に変更され、文化財保護課が担当している。専門職 は埋文が5名(うち非常勤3名)、その他文化財が 2名(うち非常勤1名)、事務職1名の総勢8名で 業務にあたっている。

課には2係あり、文化財係と日根荘係がある。日 根荘係は、国史跡日根荘遺跡や重要文化的景観日根 荘大木の農村景観に関する業務を主として行うが、 係名は業務内容が一目で分かるような呼称とした。

(2) 文化財所管施設

所管施設には、①文化財保護課分室②土丸収蔵庫、 ③博物館相当施設「歴史館いずみさの」、④重要文 化財奥家住宅、⑤市指定文化財旧新川家住宅・⑥旧 向井家住宅、現在登録文化財に答申中である公衆浴 場の大将軍湯を加えると全部で7施設がある。管理 運営については、①・②は直営、③は公益財団法人 大阪府文化財センター、⑤はNPO法人にぎわい本 舗を指定管理者として選定し委託している。④は奥 家住宅保存会、⑥はかやぶき保存会という地元でつ くられた任意団体に管理委託している。また、国史 跡日根荘遺跡の指定地の一つ長福寺跡(市公有地) についても大木まちづくり協議会に管理委託している。

3. 史跡と重要文化的景観

(1) 日根荘遺跡

宮内庁所蔵の『九条家文書』に鎌倉時代作の「日根野村荒野開発絵図」、作成年不詳の「日根野村・井原村荒野開発絵図」、16世紀初めに記された先関白九条政基の日記「政基公旅引付」等の史料が含まれていることについて、昭和36年校刊の『図書寮叢刊』によって初めて紹介された。これにより、日根荘のある泉佐野市は一躍中世荘園の実態を知る上で、貴重な荘園故地として全国的に名前が知られることとなった(図1)。

日根荘成立以前の平安末期頃、東北院領であった 長滝荘・禅興寺の東に広がる土地は、大部分が荒野 であった(図2)。その地を高野山僧により、2度 の開発を試みられたが、長滝荘の反対もあり、失敗 に終わる。その後、五摂家の一つである九条家が政 権で優位になったことで、鎌倉時代の天福2年 (1234) に九条家の所領として荘園の開発が行われ、 日根荘が成立した。

荘域は、立荘時の官宣旨や「日根荘諸村田畠在家等注文案」(文暦元年(1234))によれば、鶴原村、井原村、入山田村、日根野村の四ヶ村、現在泉佐野市の鶴原、下瓦屋・上瓦屋、大木、土丸、日根野・俵屋に比定される。古代の条里地割が残る上之郷と東北院領で領主を中原(日根野)氏とする長滝荘を除く、ほぼ現在の泉佐野市域全域といって良い広大な範囲であった。

この日根荘について、平成元年から2年をかけて (財)大阪府埋蔵文化財協会(現、公益財団法人大 阪府文化財センター)による関西国際空港連絡道路 及び連絡鉄道建設予定地に伴う「日根荘総合調査」 が実施された。これにより、日根荘園全体にかかる 歴史的な総合調査が初めて行われた。そして、全国 の研究者や研究会のシンポジウムや保存運動が高まり、市は平成6年に国史跡指定の意見具申を行った。 答申されるまでしばらく時間がかかったが、平成10 年12月8日に今も生活や信仰の対象である文化財を 構成要素としてもつ荘園遺跡としてはわが国で初め

を制用を表現である。 を制造を表現である。 を表現を表現である。 を表現である。 を表現でする。 を表現である。 を表現でする。 をましてる。 をまして

図1 泉佐野市日根野 (図2の景観が残る)

て国史跡となった。史跡日根荘遺跡の誕生である。 以降、同様な荘園遺跡で群馬県太田市の新田荘遺跡、 岩手県一関市の骨寺村荘園遺跡が引き続いて指定さ れた。

正和5年(1316)に描かれた「日根野村荒野開発 絵図」と九条政基が入山田村長福寺に滞在した時の 日記『政基公旅引付』に記載される寺社、水路、た め池、行事、生活、地形等のほとんどが、近世から 現代にかけて姿を変えながらも連綿と今も生き続け ていることが日根荘遺跡の最大の特徴である。

室町時代以降になると、守護方の支配が過半を占めるようになり、九条家の支配は日根野村・入山田村の二カ村に縮小される。九条政基が日根荘を去った戦国時代からは、守護方の他、紀伊の根来寺衆の支配下にも入ることとなる。

さて、このような背景がある日根荘遺跡であるが、 平成10年の史跡指定時には、日根野村日根野地区で 寺社3カ所、寺社跡1カ所、ため池3カ所、用水1 カ所、祠跡1カ所、入山田村大木地区で寺社4カ所、 寺社跡1カ所の計14カ所であった。

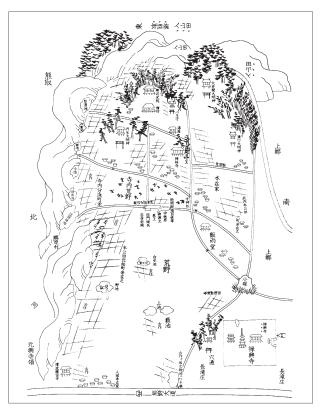


図2 日根野村荒野開発絵図トレース図

平成17年に、大木地区の圃場整備事業に伴う調査で、九条政基が在荘時に滞在していたと書き記している「長福寺」と考えられる跡が発見され、追加指定と公有化を行った(図3)。

平成25年には隣の熊取町との間に広がる中世城郭の土丸・雨山城跡を追加し、現在16カ所の要素により構成される史跡となった(図4)。このうち遺跡等の跡地という形で残されているのは、野々宮跡、長福寺跡、香積寺跡、土丸・雨山城跡である。他の箇所は信仰や生産活動にかかる場として現代社会まで引き継がれ、今も生きているものである。

このような点在する史跡をいかに保存・管理していくかについて、市としては平成15年に『史跡日根荘遺跡保存管理計画書』を策定した。この計画では指定地内の構成要素をすべて調査し、I~Ⅲ種に分類し、保存管理にあたった。その後、長福寺跡と土丸・雨山城跡が追加指定されたことや、大木地区が重要文化的景観に選定されたこと等を受け、平成29年度に『史跡日根荘遺跡保存活用計画』の改訂版を策定した。これは2カ所の追加指定箇所についてだけでなく、以前の計画が史跡であるがゆえに現状保存中心の規制を求めているのに対し、本質的価値のより明確な抽出とそれに関連した形で現状変更取り扱い基準を設定したところに違いがある。また、樹木等の管理もそれに倣っていることが特徴となっている。

(2) 日根荘大木の農村景観

泉佐野市大木の一部及び樫井川の一部を範囲



図3 史跡日根荘遺跡長福寺跡

(953.9ha) として、平成25年10月17日に大阪府初の 重要文化的景観の選定を受けた(図5)。大木地区 は大木地区は荘園時に土丸地区とともに入山田村と 呼ばれた場所である。九条政基の日記や江戸時代の 絵図等に見える土地利用のあり方が現在の農村景観 とほとんど変わっていないことが評価された。

文化的景観の選定範囲や重要な構成要素について は、点在する史跡6カ所を内包あるいは重複しなが らほぼ大木全域を範囲としている。中世荘園に遡る 農耕・居住と近世から近代にかけて緩やかに変化を 遂げた土地利用形態、暮らしや生業に関わる部分が 現代社会に適合するようにアレンジされながらも本 質が受け継がれてきたのである。その根底には中世 荘園を由来とした日根荘の姿があり、それが重要な 構成要素として位置づけられている(『文化的景観 日根荘の里保存活用計画書(大木・土丸編)』2013 年)、史跡では現状の変更に規制がかかるが、文化 的景観の現状変更は旧来の景観に戻すのではなく、 周辺と調和するよう配慮することで維持されると考 えている(『泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画』 2013年)。つまり、要素が持つ性格や機能を根本的 に改変させなければ改修は可能であり、保存継承を 目指すことができる。重要文化的景観の制度は、本 市のような点在する史跡周辺の景観を維持するため に必要不可欠な手段となっている。

(3) 史跡と重要文化的景観の課題

日根荘遺跡は、単体であれば史跡になりえなかっ たと考えるが、点在する要素を群として捉えること

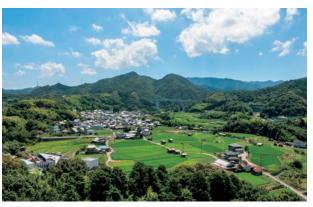


図4 史跡日根荘遺跡土丸・雨山城跡(奥の双こぶ山)



図5 日根荘大木の農村景観

で、荘園遺跡としての全体の価値を高めたことが評価につながった。この群の中では地下に埋もれて姿の分からない跡地や寺社・ため池・用水・農地・居住地といった土地利用のあり方が共存し、自然と現代社会に溶け込んでいる。これが、本史跡の価値であるが、現代の景観や営みそのものをよく観察し理解しないと分からないところに、説明し伝えることの難しさがある。

そのため16カ所の史跡指定地については昨年度、 保存活用計画の改訂版を策定し、個々の本質的価値 を明確にした。次のステップとしては基本整備計画 の策定へできるだけ早期に移行する必要がある。

一方、寺社等は宗教法人や町会、個人所有地であり、所有者・管理者の後継者問題が課題となっている。

日根荘遺跡は16カ所の史跡指定地の集合体であるため、市が一括した管理団体となっていない。市所有の長福寺跡・ため池3カ所を除いた所有者から、市が管理団体となる同意を取らなければ、整備活用を実施する際には所有者負担が問題となってくるだろう。

また、各指定地の調査を継続し、指定地範囲の拡 大や公有化も進めていく必要がある。

市としては、これらの問題を踏まえた上で、全指 定箇所の基本整備計画を作成し、市民はもとより訪 日外国人までも史跡の本質的価値を認知してもらえ るような整備活用の取り組みが最重要な課題となっ ている。 日根荘大木の農村景観については、文化庁審議会の景観選定時の答申によると、「荘園に起源を持ち、和泉山脈における盆地の地形とも調和し、当時の土地利用のあり方を継承しつつ、近世から現代にかけて緩やかに進化を遂げた農村の文化的景観」と記されている。つまり、今見えている地形、用水網、農地や居住地の分布等中世に起源を持つ基盤構造を崩さずに継承していくことが、本市の目指す文化的景観である。

文化的景観は、現状保存が重要な史跡とは異なり、 水路・農地の位置や集落のまとまり、それが持つあ り方が重要であるため、将来、こういった近世から 現代にかけての重要な構成要素を保存継承するた め、補助金制度の拡充や、景観計画にある周囲の景 観と調和するという誘導基準を明確にする必要があ る。

3. 史跡・景観を活用したまちづくり

(1) ハード面

文化的景観の重要な構成要素については、国の文化的景観保護推進事業による整備を平成28年度から実施している。第1段階として七宝瀧寺に抜ける林道の壁面改修工事を実施してきたが、平成30年度からは、史跡長福寺跡と、土丸・雨山城跡から文化的景観全体を眺望できる絶景ポイントに案内説明板を設置する予定である。なお、大木地区については、史跡と文化的景観制度の網が2重にかかっていることから、両方を望める眺望点のサイン整備を計画している。また、地元が管理する吊り橋や参道(里道)等といった重要な構成要素については公共的な要素が強く、長年改修要望もあったため、町会を主体とした修景整備を行う計画を検討中である。市はそれに対して間接補助を行う予定としている。

(2) ソフト面

史跡と文化的景観を活用したまちづくりを行っていくためには、市民にも現地をよく知ってもらうことが大事である。

土丸・雨山城跡の追加指定及び重要文化的景観選

定以降の平成26年から平成28年度にかけて、いくつ か普及啓発を実施してきた。

歴史館いずみさの・府立弥生文化博物館での展示、史跡追加指定及び重要文化的景観選定と市制65周年記念に合わせた泉佐野歴史文化プロモーション事業やシンポジウム、関西国際空港でのパネル展等を実施した。予算は文化庁の「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業(文化遺産を活かした地域活性化事業)補助金等を活用した。

この他、文化的景観の大木地区では、平成19年度より暫定的に農空間の活用に努めている。それらは良好な景観と環境を守り、安全で活力と魅力あるまちづくりを実現するために発足した大木まちづくり協議会に委託し、運営管理している。平成27年からは、毎年、休耕田を活用した「日根荘大木の里コスモス園」を開催している(図6)。

史跡の長福寺跡は、地下に保存される寺院遺構の ゾーンと水田を活かした農空間ゾーンとして活用されており、大木小学校の学校田や歴史街道推進協議 会等と連携した農作業体験を実施している。収穫した米は、学校と連携して食育の取り組みに活かしている(図7)。このように大木地区では、地域の歴史的魅力を積極的にPRすることでインバウンド等の誘致を図り、農業や景観を保全するための地域づくりへの理解につながってきている。

また最近は、ドローンを利用して上空から文化財 を観察することも試験的に行っており、今後はこれ までとは異なった史跡や景観の見せ方も可能な時代



図6 大木の里コスモス園(土丸・雨山城跡を望む)

となってきた。

(3) 財政面

本市のふるさと応援寄付金については、市民の学習意欲や教育普及効果を高め、より効果的な活用事業を図るために、ふるさとプロジェクト(ふるさと文化資料基金)にも充てられている。この基金は文化財に関するもので、前年度までの基金積立から取り崩して、次年度事業の予算に充当するものである。事業実績としては史跡日根荘遺跡の保存管理計画策定、重要文化的景観の林道整備等がある。

(4) 最後に

以上のような形で史跡、重要文化的景観に関わる 事業に取り組んできた訳であるが、関西国際空港の 玄関都市としての利点を活かし、観光や地元への経 済効果を促進するには、住む人々が地域を守り継承 していく意識とそれを守る官民連携が必須である。 今、地方文化行政の在り方が見直されるなか、本市 にとって文化財保護の所管を首長部局に置くことも 全庁で情報共有し、連携する上で有益である。

文化財担当者として、いかに史跡と文化的景観の歴史的本質を理解し、それを守りながら現代社会と融合した形に具体化させていくか、それが本市の整備と活用のキーワードであると考えている。

【参考文献】

- 1) 泉佐野市 2018『魅力あふれるまち 泉佐野』市制施 行70周年記念誌
- 2) 泉佐野市史編さん委員会 1999『新修泉佐野市史』 第13巻 絵図地図編(解説)



図7 長福寺跡の田植え体験(背後は円満寺)